

2020年3月27日

犬山ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

犬山ガス株式会社は、生活不安に対応するための緊急措置として経済産業省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請」を受け、以下のとおり特別措置を実施することといたしました。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置※¹に基づく貸付を受けた等のお客さまで、一時的なガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいたお客さま

2. 特別措置の内容

適用対象となる当社とガス契約を締結しているお客さまの2020年2月分、3月分及び4月分の各ガス料金の支払期限日※²をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

3. お申し出先

電話番号：0568-62-8500

受付時間：平日9時～17時30分（土日祝日除く）

受付開始日：4月1日（水）

※¹ 生活福祉資金貸付制度の特例措置

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付けを行う特例措置。

※² 支払期限日

支払義務発生日の翌日から50日目をいいます。

以上